

協議会規約の改定(案)について

今回の協議会規約改定にあたって	・・・・・・・・P 1
北上川上流大規模氾濫減災協議会規約（案）	・・・・・・・・P 5

北上川上流大規模氾濫減災協議会

令和元年7月22日

今回の協議会規約改定にあたって

社会資本整備審議会 答申 (参考資料1 P1~P6 参照)

【平成30年12月】

大規模豪雨を踏まえた水災害対策のあり方 ~複合的な災害にも多層的に備える緊急対策~

○対策の基本的な考え方

事前ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策等

避難ハード対策

避難路、避難場所の安全対策の強化、応急的な待避場所の確保

住民主体のソフト対策

- 地区単位で個人の避難計画の作成
- メディアの特性を活用した情報発信の連携
- 減災協議会等へ、利水ダム管理者、公共交通機関等の多様な主体の参画



マイタイムライン作成



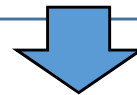
避難経路の確認



メディア関係者との連携

○緊急的に取り組むべき課題

- (1)施設能力を上回る事象が発生するなかで、人命を守る取組
- (2)社会被害の最小化や被災時の復旧を迅速化する取組
- (3)気候変動等による豪雨の増加や広域災害に対応する取組
- (4)技術研究開発の推進



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定 (参考資料1 P7~P19 参照)

【平成31年1月】

【拡充内容】

- ・人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化
- ・災害時に実際に行動する主体である住民の取り組み強化
- ・洪水のみならず土砂、高潮、内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化

水防災意識社会の再構築を担う多様な主体の参画

- これまでの行政を中心とする「大規模氾濫減災協議会」の体制に、利水ダムの管理者等の多様な主体の参加を促進。
- 住民の理解と行動につなげるため、マイ・タイムライン等の地区単位の取組により、個人の避難計画の作成を促進。
- メディア特性を活用した情報発信の連携により、住民が防災情報を入手しやすい環境の整備

<これまで>

○行政を中心とする対策

北上川上流大規模氾濫減災協議会

<メンバー>

北上川流域県内市町、盛岡地方气象台、岩手県、岩手河川国道事務所、北上ダム統合管理事務所

住民目線のソフト対策として
様々なリスク情報を提供

○住民の取組

(自主的な取組)

様々な機関
を追加



これまでの
取組に加え



新たに実施



<これから>

○多様な主体が参加した対策

北上川上流大規模氾濫減災協議会

<メンバー>

北上川流域県内市町、盛岡地方气象台、岩手県、岩手河川国道事務所、北上ダム統合管理事務所
利水ダム管理者、マスコミ 等

マスメディア等のメディア特性を活用した
情報発信の連携による、防災情報の
入手しやすい環境の整備

○地区単位や個人の取組強化

- ・マイ・タイムライン等の個人の行動と役割の明確化
- ・作成の支援ツールや人的支援の提供 等

●メディア連携部会(仮)

○主旨

全国的なメディア連携のプロジェクト^(※)とは別に、地方におけるメディア連携部会を設置し、地方のメディア関係者の連携策と情報共有方策の具体化を検討する。

○構成員(素案)

岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県、盛岡地方気象台、地域メディア関係者(テレビ局、ラジオ局、CATV、新聞社 等)

○取組内容

- ・行政とメディアそれぞれの『水害・土砂災害情報の提供・伝達』に関する取組の共有
- ・災害時における『住民への効果的な情報伝達』のための情報共有、連携方策の調整
- ・平時からの『住民等への周知・啓発・訓練等による防災力強化』に関する連携方策の調整 など

○スケジュール

参画機関の調整・決定(9月までに実施)、部会による検討(10月以降開始)

(※) 参考資料1 [P34-37]、参考資料2 参照

●要配慮者等避難推進部会(仮)

○主旨

要配慮者利用施設利用者や高齢者など避難行動に結びつく対策について検討・共有する。

○構成員(素案)

岩手河川国道事務所、岩手県、市町(防災部局、福祉部局等)ほか

○取組内容

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画策定及び訓練実施に向けた取組を共有・推進

○スケジュール

参画機関の調整・決定(9月までに実施)、部会による検討(10月以降開始)

●ダム情報提供部会(仮)

○主旨

平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、ダムの操作に関わる住民への情報提供の現状やあり方などについて、各機関の情報の共有を図る。

○構成員(素案)

岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県、各利水ダム管理者 等

○取組内容

- ・直轄ダムの減災に向けた取り組み状況の共有
- ・県管理ダム、利水ダムの機能や特徴、放流情報について関係機関との共有

○スケジュール

▶ 参画機関の調整・決定(9月までに実施)、部会による検討(10月以降開始)

北上川上流大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、北上川上流大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と称する。

2 北上川上流とは、岩手河川国道事務所及び岩手県が管理する北上川、北上川の支川を指すものとする。

（目的）

第3条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨等により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、北上川上流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害、また複合的な災害にも多層的に備え、隣接する自治体や県、国等を中心とする社会全体が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有。

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。

3 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

（幹事会）

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会の下に個別課題検討のため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 部会は、別表3の職にある者をもって構成する。
 - 3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 部会は、減災対策等の個別の課題を検討し、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、部会と調整のうえ、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(部会の目的達成に必要な機関及び事業者等)の参加を求めることができる。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
 - 3 部会における取組及び検討内容は、構成員の了承を得た上で公開することができる。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会、幹事会及び部会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、岩手河川国道事務所調査第一課及び岩手県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年5月17日から施行する。
平成29年6月27日一部改定
平成30年6月12日一部改定
令和 元年 月 日一部改定

(附則)

平成30年6月12日一部改定の規約により、「北上川上流洪水減災対策協議会」から「北上川上流大規模氾濫減災協議会」へ移行する。

北上川上流大規模氾濫減災協議会

(構成員)

盛岡市長
花巻市長
北上市長
遠野市長
一関市長
八幡平市長
奥州市長
滝沢市長
雫石町長
岩手町長
紫波町長
矢巾町長
西和賀町長
金ヶ崎町長
平泉町長
気象庁 盛岡地方气象台長
岩手県 総務部長
岩手県 県土整備部長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部長
岩手県 県南広域振興局 土木部 花巻土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 北上土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 一関土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 遠野土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター所長
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所長
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所長

(事務局)

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課
岩手県 県土整備部 河川課

利水ダム管理者、高齢者福祉部局等の参画については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、決定するものとする。

北上川上流大規模氾濫減災幹事会

- (構成員) 盛岡市 総務部 危機管理防災課長
花巻市 総合政策部 防災危機管理課長
北上市 消防防災部 消防防災課長
遠野市 **総務企画部 防災危機管理課長**
一関市 消防本部 防災安全対策監 兼 防災課長
八幡平市 防災安全課長
奥州市 市民環境部 危機管理課長
滝沢市 市民環境部 防災防犯課長
雫石町 防災課長
岩手町 総務課長
紫波町 企画総務部 消防防災課長
矢巾町 **総務課長 兼 防災安全室長**
西和賀町 総務課長
金ヶ崎町 生活環境課長
平泉町 総務課長
気象庁 岡地方气象台 防災管理官
岩手県 総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
岩手県 県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 河川砂防課長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 綱取ダム管理事務所長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター 特命課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 道路河川環境課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 花巻土木センター 治水環境課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 北上土木センター 技術主幹 兼 治水環境課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 一関土木センター 道路河川環境課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 遠野土木センター 工務課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター 工務課長
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 副所長
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 **事業対策官**
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 副所長
- (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課

利水ダム管理者、高齢者福祉部局等の参画については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、決定するものとする。

(別表3)

北上川上流大規模氾濫減災協議会 メディア連携部会 (仮)

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。

北上川上流大規模氾濫減災協議会 要配慮者等避難推進部会 (仮)

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。

北上川上流大規模氾濫減災協議会 ダム情報提供部会 (仮)

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。